



## 家電4品目の処理方法

家電4品目は特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、処理方法が以下の3通りに決まっています。ごみ一時集積所や津市の施設には搬入できませんので、ご注意ください。

### 家電4品目とは・・・



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機



家電製品(家電4品目)を購入した店か、  
買い替えをしようとする店に依頼する。



家電リサイクル法対象家電収集運搬業者に依頼する。



#### 問い合わせ

リサイクル料金について  
家電リサイクル券センター  
(☎0120-319640)



#### 運搬料金について

各収集運搬業者へ  
※収集運搬業者は津市ホーム  
ページをご覧くださいか、環  
境政策課(☎229-3258)へ



家電リサイクル法  
対象家電収集運搬業者



郵便局で家電リサイクル券を購入し、  
指定引き取り場所に持ち込む。



#### 問い合わせ

リサイクル料金について  
家電リサイクル券センター  
(☎0120-319640)

#### 津市内の指定引取場所について

株式会社タヤマ  
(高茶屋小森上野町1143、☎234-8666)  
※営業日・時間などは直接お問い合わせください。

家電製品が不法に投棄されているのを見つけた場合は、最寄りの警察署または環境政策課、各総合支所地域振興課までご連絡ください。



## 古くなった消火器の処理方法

古くなった消火器は、購入店で引き取ってもらうか、電話で消火器リサイクル推進センター(☎03-5829-6773、平日9時~12時、13時~17時)で引き取り窓口などをお問い合わせください。同センターホームページからも引き取り窓口を検索できます。



消火器リサイクル推進  
センターはこちらから

